

保険者努力支援制度（事業費分・事業費連動分）について

1 保険者努力支援制度（事業費分・事業費連動分）の概要

- 県・市町村が「予防・健康づくり」のため行う国保ヘルスアップ（支援）事業の財源となる「事業費分」と、当該事業の実施状況等を採点して都道府県に交付される「事業費連動分」から構成される。
- 令和6年度の事業費分・事業費連動分の本県交付見込み額は次のとおり。

事業費分 全国総額152億円

令和6年度 交付額 547,155千円 (前年度比+24,575千円)
<うち県分 50,293千円、市町村分 496,862千円>
令和5年度 交付額 522,580千円
<うち県分 38,096千円、市町村分 484,484千円>

事業費連動分 全国総額228億円

令和6年度 交付額 1,037,949千円 (前年度比+696,812千円)
1人当たり交付額 859円 (1,207,645名)
令和5年度 交付額 341,137千円
1人当たり交付額 268円 (1,273,382名)

2 令和6年度の実施状況

(1) 事業費分

市町村が被保険者の健康の保持増進や疾病予防などを目的に行う「国保ヘルスアップ事業」及び、県が市町村を支援するための「国保ヘルスアップ支援事業」について、事業費の全額を交付するもの。

事業費分を活用した「国保ヘルスアップ事業」を行う市町村数が53市町村から54市町村に増加したことや市町村が行う事業の全体数が216事業から228事業に増加したことなどにより、県全体の交付金額も約2千4百万円増加した。

(2) 事業費運動分

市町村が行う「国保ヘルスアップ事業」や県が行う「国保ヘルスアップ支援事業」について、国が事業の数や種類などの取組状況等について採点し、点数に応じて交付金が配分されるもの。

市町村が実施する「国保ヘルスアップ事業」において、生活習慣病予防や重複・頻回受診者への対策などの事業を複合的に実施していることや、事業手法として住民全体に広く普及啓発を図る方法とハイリスク者への個別指導などを併用して取り組んでいることが評価され、12点の増加となった。

増減の原因となった得点状況の詳細は以下のとおり。

※ 1点は 約2,100万円

【指標①：事業の種類や数による評価】 28点 → 29点 (+1点)

・市町村が行う「国保ヘルスアップ事業」の拡大による増加 (+3点)

(市町村が行う「国保ヘルスアップ事業」の取組について、①国保一般事業、②生活習慣病予防対策、③生活習慣病等重症化予防対策、④重複・頻回受診者等に対する対策それぞれから1事業以上実施する市町村の割合が10%以上の場合に評価される。該当する事業を行う市町村が4市町村(8%)から10市町村(19%)に増加したことにより、前年度と比べて3点増加している。)

・配点が変更されたことによる減少 (▲2点)

※ 1点は 約2,100万円
(11点 = 約2億3,000万円)

【指標②：事業の内容による評価】 10点 → 21点 (+11点)

・市町村が行う「国保ヘルスアップ事業」の事業手法への評価 (+8点)

(市町村が行う「国保ヘルスアップ事業」において、ポピュレーションアプローチ(普及啓発)とハイリスクアプローチ(個別指導等)を組み合わせて総合的に事業を展開している場合に評価される。該当する事業を行う市町村が47市町村から54市町村に増加したことにより、前年度と比べて8点増加している。)

・地域の課題分析を行った市町村が増加したことによる増加 (+3点)

(「国保ヘルスアップ事業」の実施に当たり、全ての市町村が地域の健康課題などの分析を行っている場合に評価される。分析を行う市町村が51市町村から54市町村に増加したことにより、前年度と比べて3点増加している。)

【課題と今後の取組】

「指標①：事業の種類や数による評価」において、取組を行う市町村の割合が評価基準で定められている割合にわずかに及ばない項目があることから、県としては、市町村における事業の拡大のための助言等を行っていく必要がある。

また、事業費分を活用し「国保ヘルスアップ支援事業」として行っている、レセプトや健康診査結果のデータ分析事業、市町村の「予防・健康づくり」担当者を対象とした人材育成研修、特定健診の周知・啓発のためのラジオCMを行うこと等により、引き続き、市町村の「国保ヘルスアップ事業」を支援していく。